

放射線取扱主任者試験の試験の種類と課目

(法(※1)第35条、第41条の28関係)

試験の種類	課 目
第1種放射線取扱主任者試験	(1)法に関する課目(※2)
	(2)第1種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目
	イ 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目
	ロ 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目
	ハ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目
	(3)物理学のうち放射線に関する課目
	(4)化学のうち放射線に関する課目
第2種放射線取扱主任者試験	(1)法に関する課目(※2))
	(2)第2種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目
	イ 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱い及び使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理に関する課目
	ロ 放射線の量の測定に関する課目
	ハ 放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目
	(3)物理学のうち放射線に関する課目
	(4)化学のうち放射線に関する課目
(5)生物学のうち放射線に関する課目	

(※1)放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)

(※2)試験を実施する年の4月1日現在施行されているものについて出題する。